

電力取引の監視に必要な情報の 定期的な収集について

(趣旨)

電力取引監視等委員会において、電力取引の監視を適切に行うためには、電気事業者及び卸電力取引所から電力取引の監視に必要な情報を定期的に収集する必要がある。

電力取引の監視に必要な情報について、電気事業者等から電力取引監視等委員会委員長宛に定期的な情報の提供を求めるため、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）を改正する等の所要の措置を講ずることを経済産業大臣へ建議することについて御検討いただきたい。

主なポイント

1. 電力取引の監視に必要な情報を定期的に収集するための措置について

電力取引の監視に必要な情報について、定期報告として電力取引監視等委員会委員長宛に提出することを求めるため、電気関係報告規則を改正する等の所要の措置を講ずることを資料4-1により経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

2. 電力取引監視等委員会として定期報告を求める事項について

電力取引監視等委員会が定期報告を求める事項（対象、周期、内容）としては、資料4-1に記載の項目を予定している。